

狩 猟 税

この税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課されるもので鳥獣の保護や狩猟に関する費用として使われます。

納める人 狩猟者の登録を受ける人です。

納める額

種 類	納める額
第一種銃猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で県民税の所得割額を納める者	16,500 円
第一種銃猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で減免を受ける者	11,000 円
網猟またはわな猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で県民税の所得割額を納める者	8,200 円
網猟またはわな猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で減免を受ける者	5,500 円
第二種銃猟に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500 円
放鳥獣猟区のみで狩猟者の登録を受ける者	上記の 1/4

減 免

次のいずれかに該当する者で、その者の住所地の市町長が発行する当該年度の県民税の所得割がない旨等の証明書の添付が必要となります。

- ①県民税の所得割額を納付することを要しない者で、かつ、同一生計配偶者または扶養親族に該当しない者
- ②同一生計配偶者または扶養親族に該当する者で、農業、水産業または林業に従事している者
- ③農業、水産業または林業以外の事業に従事する同一生計配偶者または扶養親族で、かつ、その者を扶養している者が県民税の所得割額の納付を要しない者

特 例 措 置

納める額について、次の特例措置があります。（狩猟者の登録が、令和11年3月31日までに行われた場合）

(1) 次の場合には、狩猟税が課税されません。（狩猟税の申告は必要）

- 市町村から対象鳥獣捕獲員に任命された人
- 県から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で、狩猟者登録の申請 1 年以内に本県で捕獲等の実績がある人

(2) 次の場合には、狩猟税の税額が 1/2 となります。

- 狩猟者登録の申請前 1 年以内に本県で鳥獣保護管理法による許可を受け、当該許可に係る捕獲等を行った人（その従事者を含む）

申告と納税 狩猟者の登録を受ける際に、県の発行する狩猟税証紙により納めます。